

令和2年3月13日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰  
母子保健担当理事 今井 一登

## 医療ケア児等医療情報共有サービスへのご協力のお願いについて

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。  
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会  
理事 高井 昌彦

### 厚生労働省「医療的ケア児等医療情報共有サービス」へのご協力のお願い

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記について、日本医師会常任理事より別添のとおり通知がありました。

本件は、医療的ケア児等が全国どこでも必要な医療を受けられるよう、症状や診察記録を共有するシステム「医療的ケア児等医療情報共有サービス (MEIS)」への協力について依頼するものです。

同医療情報共有サービス (MEIS) は、本人や家族等が医療等に関する情報を入力してデータベース化することで、外出先で緊急搬送された場合等においても、救急隊や搬送先の医療機関が情報を閲覧し迅速な治療等ができるようにすることを目的として作られたもので、令和2年2月下旬よりMEISを扱う団体の登録者全国約1,700名を対象としてプレ運用を開始しており、厚生労働省では、令和2年4月より本格稼働を目指して準備を進めております。

別紙、システム利用申込フロー (案) にあるように、利用にあたっては、医師が対面により申込書に記入し、その後運用業者から医療機関に対して医師の在籍確認が行われることを想定しておりますので、MEISの運用・登録方法等詳細がわかりましたらお知らせいたします。

お問い合わせ先

地域保健課 担当：佐々木

横浜市中区富士見町3-1

TEL 045 (241) 7000 FAX 045 (241) 1464

E-mail y-sasaki@kanagawa.med.or.jp

令和2年2月12日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

松 本 吉 郎



厚生労働省「医療的ケア児等医療情報共有サービス」へのご協力をお願い

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長より本会宛に、「医療的ケア児等医療情報共有サービス (MEIS)」への協力依頼がありました。

本サービスは、医療的ケア児等が全国どこでも必要な医療を受けられるよう、症状や診察記録を共有するシステムであり、本人や家族等が医療等に関する情報を入力してデータベース化することで、外出先で緊急搬送された場合等においても、救急隊員や搬送先の医療機関が情報を閲覧し迅速な治療等ができるようにすることを目的に作られたものです。令和2年2月下旬よりプレ運用開始（既に事前登録した方が対象）、令和2年4月より本格稼働とのことです。

「システム利用申込フロー」にあるように、利用にあたっては、医師が対面により申込書に記入する必要があるため、その後運用業者から医療機関に対して医師の在籍確認（電話）が行われます。また、診察記録等は基本的に本人・家族が入力しますが、その情報を医師が承認・更新することにより、より正確な情報となります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきますとともに、貴会管下郡市区医師会等への周知方につき、ご高配のほどお願い申し上げます。また、会員の先生におかれましても、本システムの患者への周知及び登録・運用にご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、リーフレットに記載の URL は事前登録用ページのため、現在は閲覧できません。本年3月末に厚生労働省に MEIS のページが一般公開される予定ですので、追ってご連絡いたします。

事務連絡  
令和2年1月29日

日本医師会 常任理事 松本 吉郎 様

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

### 医療的ケア児等医療情報共有サービスへのご協力のお願について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。厚生労働省では、令和2年4月からの「医療的ケア児等医療情報共有サービス」の本格稼働に向けて、検討を進めてまいりました。

本サービスは、医療的ケアが必要なお子様が全国どこでも必要な医療を受けられるよう、症状や診察記録を共有するシステムであり、ご本人やご家族等が医療等に関する情報をお手元のスマートフォンやパソコンで入力してデータベース化することで、万が一外出先で緊急搬送された場合も、救急隊員や搬送先の医療機関が情報を閲覧できるようになり、迅速な治療等が可能になることを目的としております。

貴会の皆様におかれましては、当該事業の趣旨をご理解いただいた上で患者様へのご紹介や主治医の情報登録等についてご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

### 記

#### 1 今後の流れ（予定）

- ・ 令和2年2月下旬：事前登録者に対し、順次プレ運用開始
- ・ 令和2年4月：本格稼働開始

#### 2 参考資料

- ・ 医療的ケア児等医療情報共有システムの運用について
- ・ リーフレット（平成30年度「医療的ケア児等医療情報共有推進事業」にて配布）
- ・ システム利用申込フロー（案）紙での申し込み
- ・ 申込書の収録項目[主治医欄]（案）
- ・ システム参加者ごとの権限

以上

（担当）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課障害児・発達障害者支援室障害児支援係  
Tel：03-5253-1111（内線3037、3102）  
shougaijishien@mhlw.go.jp

# 医療的ケア児等医療情報共有システムの運用について

医療的ケアが必要な児童等が救急時や、予想外の災害、事故に遭遇した際に、医師が迅速に必要な患者情報を共有できるようにするため、平成28年度の調査研究及び平成29年度のプロトタイプシステムを活用した実証実験をもとに、平成30年度に全国展開に向けたシステムの改修を行い、令和元年度に医療機関以外の支援者への情報共有の機能を実装し、令和2年度から本格的にシステムを運用する。

## 平時

## 救急時

通所支援事業所や  
学校等の関係者  
(対象は今後検討)

支援情報の入力  
医療情報の  
閲覧

本人ID取得  
閲覧

閲覧

ID取得  
閲覧

医療情報項目の確認

病院主治医  
かかりつけ医

閲覧  
(臨時ID取得)  
※検討中

救急隊員

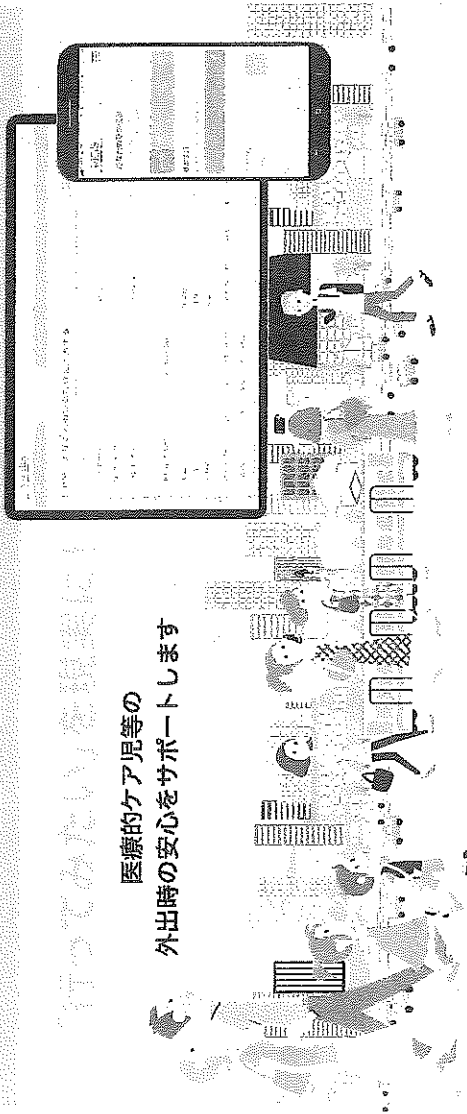
緊急時に  
使用する医療

# 2020年サービス開始予定

行ってみたいのを提案に！

医療的ケア児等の

外出時の安心をサポートします



2019年1月～3月

2019年3月

2019年度中

2020年度中

「医療的ケア児等医療情報共有システム」(以下「MEIS」)にご興味をお持ちいただいた方に、厚生労働省より今後のご案内を差し上げるためのご連絡先(メールアドレス等)をご登録いただけます。

事前登録をいただいた方のご連絡先メールアドレスに、厚生労働省よりお礼を兼ねたご連絡先ご連絡先メールをお送りいたします。

MEISのアプリ運用開始時に、事前登録をいただいた方のご連絡先メールアドレスに、厚生労働省よりアプリ運用開始のご案内を差し上げます。  
MEISのご利用をお試しいただき、ご意見をご提供ください。

MEISの本格運用開始時に、事前登録をいただいた方、およびアプリ運用中の方へのご連絡先メールアドレスに、厚生労働省よりご案内を差し上げます。  
ぜひMEISをご活用下さい。

※運用開始の時期については、あつて厚生労働省HPに随時予定です。



厚生労働省に今すぐアクセス！ <https://www.pci-sol.com/meis/>

<https://www.pci-sol.com/meis/>

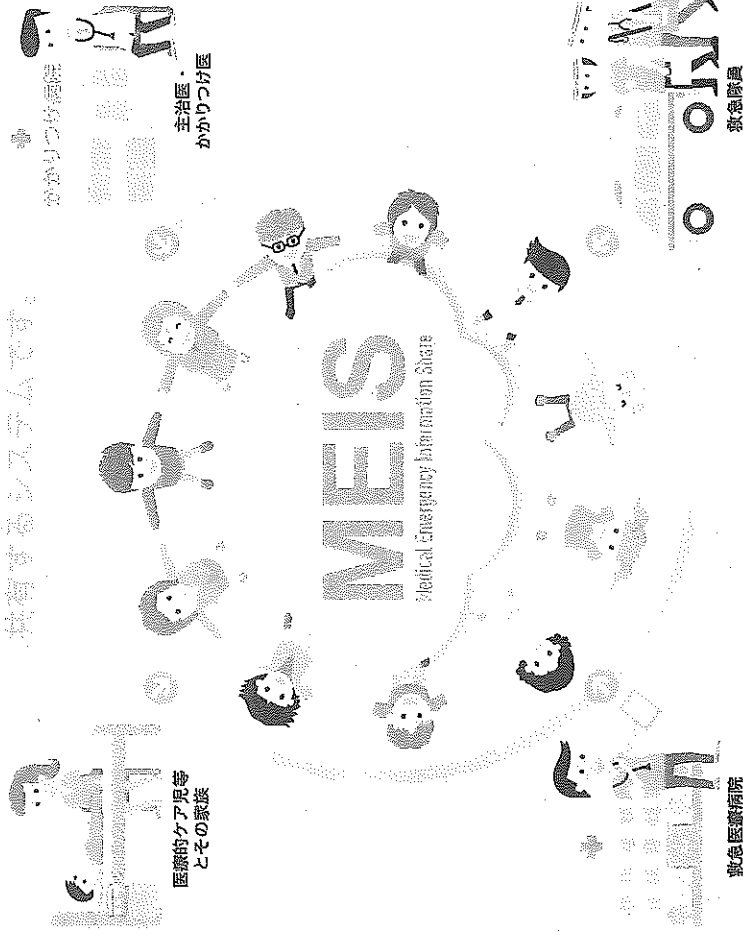


# 医療的ケア児等医療情報共有システム

## Medical Emergency Information Share

### 医療的ケア児等医療情報共有システム

全国どこでも必要な医療を受けられるよう、  
医療的ケア児等の症状や診療記録を  
共有するシステムです。



主なサービスメニュー

※緊急登録機能  
※登録情報変更機能  
※許可した相手からの参照機能

※緊急通報  
※登録情報変更機能  
※許可した相手からの参照機能

※緊急通報  
※登録情報変更機能  
※許可した相手からの参照機能

※緊急通報  
※登録情報変更機能  
※許可した相手からの参照機能

※緊急通報  
※登録情報変更機能  
※許可した相手からの参照機能

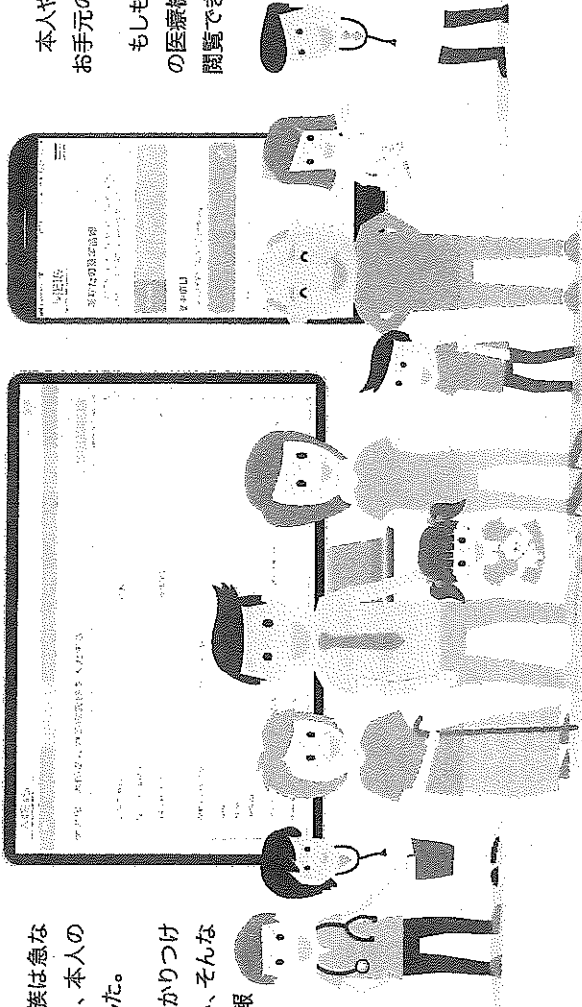


※今後検討

# 医療的ケア児等医療情報共有システム Medical Emergency Information Share

医療的ケア児等が旅行などで出かける場合、家族は急な発作に備えて外出先周辺の病院の情報を集めたり、本人の医療データを持ち歩いたりしなければいけませんでした。

全国各地でも必要な医療を受けられるように、かかりつけの病院以外でも医療等に関する情報を共有したい、そんなご要望におこたえするのが、「医療的ケア児等医療情報共有システムMEIS(メイス)」です。



本人やご家族、またかかりつけ医が、医療等に関する情報をお手元のスマホで入力して、データベース化。

もしも外出先でも救急搬送された場合は、救急隊員や搬送先の医療機関がスマホやパソコンを利用する等の方法で情報を閲覧できるようにします。

## 平時

本人情報・診療記録の入力・参照

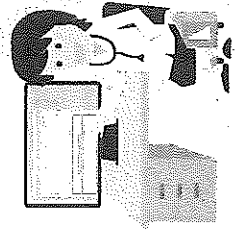


医療的ケア児等とその家族

安心して  
出かけられるよ!

## 救急時

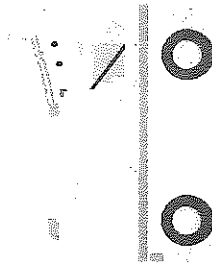
診療記録の参照・参照



主治医・かかりつけ医

ご家族が旅行に  
行けてうれしい!

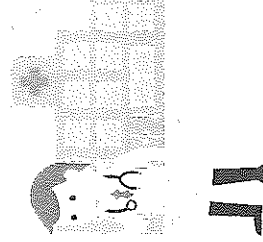
本人情報・診療記録の参照



救急隊員

搬送中に救急病院に  
情報を伝えられるよ!

本人情報・診療記録の参照



救急医療病院

必要な情報が  
すぐにはわかったよ!

## 急性期・短期入所等

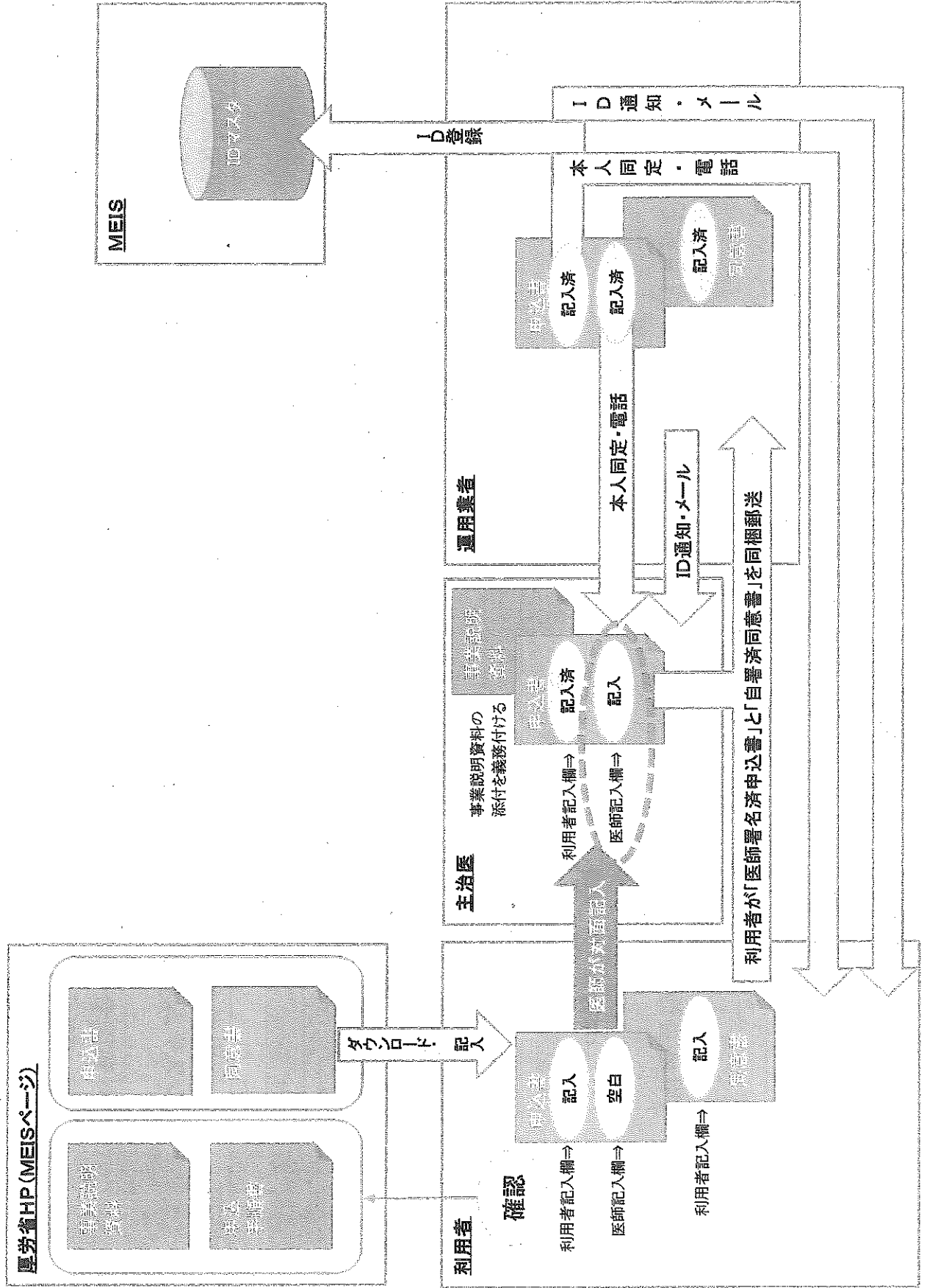
本人情報・診療記録の参照・入力



転院先医療機関

ケア情報が  
わかっうれしい!

# システム利用申込フロー（案）紙での申し込み



# 申込書の収録項目【主治医欄】（案）

【主治医が記入する項目(その1)】

情報の種類	項目	備考
申込に関する 付帯情報	申込書確認日	医師が利用者起票の申込書を確認した日付
	申込内容確認に関し 電話連絡のつきやすい曜日・時間帯	
医師ID発行に 必要な情報	医療機関名	医師の本人同定は、医療機関へ電話 連絡し在籍確認のみとする。
	所属科	
	医師氏名	
	性別	
	電話番号	
	メールアドレス	
誓約情報	【利用者がシステム利用資格がある旨の確認】 システム利用資格があること※を確認した旨の誓約	チェックボックス(利用規約全体で一 つ)にし点入力することを想定  ⇒未チェックがあると 処理が完了しない作りとする
	※利用者が「医療的ケア児等」の主たる保護者(に準じる 者)であること	

# 申込書の収録項目【主治医欄】（案）

【主治医が記入する項目（その2）】

※主治医の同意情報については、利用者向けのそれと同じにする想定

情報の種類	項目	備考
同意情報	<p>【システム利用規約の確認】 システム利用規約への同意</p>	<p>システムのヘルプページ上に利用規約を 掲示する</p> <p>チェックボックス(利用規約全体で一つ) にし点入力することを想定</p> <p>⇒未チェックがあると 処理が完了しない作りとする</p>
	<p>【情報共有の同意】 申込情報を含め、システムに入力した情報がシステム利用者 と事業主(厚労省および委託先運用業者を含む)に利用目 的の範囲内で参照されることに対する同意</p>	<p>システムのヘルプページ上以下を掲示す る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参照される個人データ項目</li> <li>・利用目的</li> </ul> <p>チェックボックス(情報共有同意全体で 一つ)にし点入力することを想定</p> <p>⇒未チェックがあると 処理が完了しない作りとする</p>

# システム参加者ごとの権限

- ◎ : 入力・更新、参照可能
- : 参照のみ可能
- (○) : 本人・家族の端末もしくは帳票による情報参照可能
- △ : 入力・更新可能(ただし、医師による確認必要)
- × : 閲覧不可

なお、代行入力者は看護師、クラーク、医療事務員等の内、主治医等が指定した者とする。

共有情報等	本人・家族	病院主治医 <sup>※</sup>	かかりつけ医 <sup>※</sup>	病院主治医・ かかりつけ医 以外の 緊急時に対応 する医師	代行入力者		救急隊員
					看護師	医療事務関係者	
基本情報	◎	◎	◎	○	△	△	×
基本情報 (医療項目)	△	◎	◎	○	△	△	×
診察記録	△	◎	◎	◎	△	△	×
ケア情報	△	◎	◎	◎	△	△	×
ケア記録	◎	◎	◎	◎	△	△	×
救急医療情報	△	◎	◎	○	○	○	×(○)

※ 複数の医師がいる場合がある。